

## 同意行為目録（補助用）

（民法13条1項各号所定の行為に限定）

（※補助人の同意を得ることを要する行為の口欄にレ(チェック)を付けてください。）

以下の行為（ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）

- 1 元本（現金等）を受け取ったり預け入れること
- 2 借財又は保証をなすこと
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 4 訴訟行為をすること
- 5 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- 6 遺産分割又は相続の承認、放棄をすること
- 7 贈与もしくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与もしくは遺贈を受諾すること
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 9 民法602条所定の期間を超える賃貸借をすること

以 上